

## 岐阜市犯罪被害者等支援金支給要綱

令和元年12月27日 決裁

令和3年 3月26日 決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市犯罪被害者等支援条例（令和元年岐阜市条例第40号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために支給する犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪加害者 犯罪行為により犯罪被害を生じさせた者をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。以下同じ。）に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

### (支援金の支給)

第3条 市は、次に掲げる要件を満たす場合において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者（以下「支給対象者」という。）に対し、支援金を支給する。

- (1) 犯罪被害者が、犯罪行為が行われた時において、本市が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 支給対象者が、支援金の支給の申請時において、本市が備える住民基本台帳に記録されていること。

### (支援金の種類及び額)

第4条 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 遺族支援金 30万円（重傷病支援金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病支援金の支給に係る被害に起因して死亡した場合に限る。）にあつては、20万円）
- (2) 重傷病支援金 10万円

### (遺族支援金の支給対象者の範囲及び順位)

第5条 遺族支援金は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族に対して支給する。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）

- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 4 前項の場合において、先順位の遺族又は既に第10条の規定により遺族支援金の支給の決定を受けている同順位の遺族が存在する遺族にあつては、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。
- 5 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(重傷病支援金の支給対象者)

第6条 重傷病支援金は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に対して支給する。

(支援金を支給しないことができる場合)

第7条 次に掲げる場合には、支援金を支給しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、第1順位遺族（第5条第3項の規定により第1順位となる遺族をいう。以下同じ。）又は犯罪被害者と犯罪加害者との間に夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。）、直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）又は3親等内の親族（夫婦又は直系血族を除く。）のいずれかに該当する親族関係があつた場合（当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除く。）

ア 第1順位遺族又は犯罪被害者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の被害者に該当する者であつて、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第

79号) 第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 第1順位遺族又は犯罪被害者が、規則第5条の2各号に掲げる者に該当する場合
- (4) 第1順位遺族又は犯罪被害者が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、第1順位遺族又は犯罪被害者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合  
(支援金の支給の申請)

第8条 遺族支援金の支給の申請をしようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、岐阜市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対して、提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を説明することができる書類又はその写し
- (2) 犯罪被害者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し(死亡した時のものに限る。)
- (3) 申請者の住民票の写し
- (4) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍謄本その他の証明書
- (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (6) 申請者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金の支給の申請をしようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、岐阜市犯罪被害者等支援金(重傷病支援金)支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対して、提出しなければならない。

- (1) 申請者が重傷病を負った年月日及びその状態並びに治療に要する期間に関する医師の診断書又はその写し
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請者がやむを得ない事情により当該各号の規定による申請(以下「支給申請」という。)をすることができないときは、当該申請者に代わって、第7条第1号の親族関係にある者が支給申請をすることができる。この場合において、支給申請をする者は、前2項に規定する書類のほか、犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍謄本その他の証明書を添えるものとする。

(支援金の支給の申請の期限)

第9条 支給対象者は、犯罪被害を知った日から1年を経過したときは、支給申請をすることができない。犯罪被害があった日から2年を経過したときも、同様とする。

(支援金の支給の決定等)

第10条 市長は、支給申請があったときは、岐阜県警察の意見を聴いた上で、支援金の支給の可否を決定し、岐阜市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該支給申請をした者に通知するものとする。

（支援金の支給の請求）

第11条 前条の規定により支援金の支給の決定を受けた者は、岐阜市犯罪被害者等支援金請求書（様式第4号）により支援金の請求を行うものとする。

（支援金の支給の取消し及び返還）

第12条 市長は、規則第19条第1項各号に掲げるときのほか、第7条各号に該当することが判明したときは、支援金の支給の決定を取り消し、その返還を命ずるものとする。

2 規則第20条第1項及び前項の規定による返還の命令は、岐阜市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により行うものとする。

（規則の特例）

第13条 支援金の支給については、規則第15条、第16条及び第18条の手続を省略する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。